

# 違反看板の是正の取組みについて

看板(屋外広告物)は、都市景観を構成する重要な要素のひとつです。無秩序な氾濫によって都市の景観や風致を損なわないよう、周辺との調和に配慮する必要があります。

福岡市では、屋外広告物条例の改正を行い、平成28年10月1日より新しい規格基準等の運用を開始しています。これに当たって、違反看板に対する是正の取組みを強化し、改善に向けて積極的に推進していきます。

## Q. どのような場合に違反となりますか？

A. 次のような場合は条例違反となり、是正の対象となります。

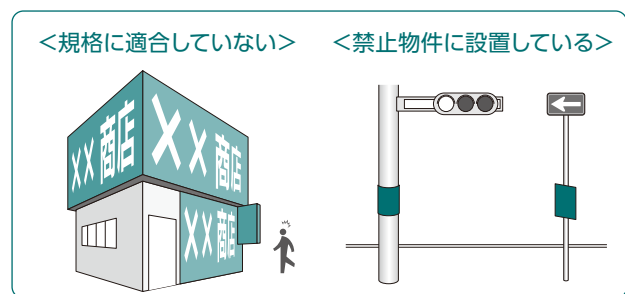
### 1 無許可広告物(規格には適合している)

- (1) 許可を受けていない。
- (2) 許可の期間を更新していない。

▶ 許可申請を行い、許可を受けることで是正されます。

### 2 規格等基準に適合していない広告物

- (1) 大きさや高さなどが規格に適合していない。
- (2) 禁止している地域(風致地区等)や物件(電柱、街灯柱など)に設置している。



▶ 規格に適合させて許可申請する、又は除却することで是正されます。

### 3 禁止広告物

- (1) 著しく汚れていたり、塗装がはがれていたり、破損したりしている。
- (2) 倒れ掛かっていたり、落下のおそれがある。
- (3) 信号機や標識の邪魔になったり、道路交通の安全を阻害するおそれがある。

▶ 良好で安全な状態につくり直す、又は除却することで是正されます。

## Q. 条例違反となった場合は、誰が責任を問われる(是正を求められる)のですか？

A. 是正対象の相手方は、違反した広告物を、表示、設置し、又は所有、占有、管理する、次に掲げる者です。

- (1) **広告主**(広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを決定し、自ら又は屋外広告物業者等に委託することにより表示又は設置しようとする者)
- (2) **屋外広告業者等**(広告物の表示又は掲出物件の設置について、広告主から委託を受けた屋外広告業者その他の事業者)
- (3) **所有者、占有者その他広告物又は掲出物件について権原を有する者**
- (4) **広告物又は掲出物件を管理する者**(広告物等に関し補修その他必要な管理を行う者)